

機械等の取得価額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
----------------------------	--------	-----	-----

別表六の二十五付表 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

復興産業集積区域若しくは復興居住区域又は避難解除区域の別		1	復興産業集積区域 ・復興居住区域 ・避難解除区域	復興産業集積区域 ・復興居住区域 ・避難解除区域	復興産業集積区域 ・復興居住区域 ・避難解除区域	復興産業集積区域 ・復興居住区域 ・避難解除区域	復興産業集積区域 ・復興居住区域 ・避難解除区域
事業の内容及び認定地方公共団体の名称又は避難等指示が解除された日		2					
資 産 区 分	種 類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細 目	5					
	取 得 年 月 日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
	事業の用に供した年月日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)－(9)	10					
機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六の二（十五） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の2第2項《連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は第25条の2の2第2項《連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、

法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「機械設備等の概要」には、減価償却資産が震災特例法第25条の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる資産又は同法第25条の2の2第1項に規定する特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。